

トラック あいち

第530号

2020 (令和2) • 5



「スピードダウン! ゆっくり走ろう! 運動」実施中!!



一般社団法人
愛知県トラック協会

<https://ssl.aitokyo.jp>

CONTENTS

2020年5月
第530号

- ◆ 第1回 常任理事会 …… 1
- ◆ 新入会員 …… 5
- ◆ 名称等変更 …… 6
- ◆ クールビズの実施について … 6
- ◆ トラック運送業に係る
標準的な運賃を告示しました … 7
- ◆ 新型コロナウイルス対策に対応した
アルコール検知器使用にあたっての
留意事項 … 16
- ◆ 新型コロナウイルス感染症で資金繰り
にご不安を感じている事業者の皆様へ … 17
- ◆ 支部だより …… 19
- ◆ 新型コロナウイルスに係る
予防・まん延防止の徹底について … 19
- ◆ 第27期 物流大学校講座 修了式 … 20
- ◆ 令和2年度 第1回
運行管理者試験のご案内 … 21
- ◆ 第52回 愛知県トラック協会
トラックドライバーコンテストの
中止について … 27
- ◆ 令和2年度 警察関係表彰のお知らせ … 28
- ◆ 業務課からのお知らせ …… 30
- ◆ 軽油価格調査 …… 31
- ◆ 一般貨物自動車の
増減車動向について …… 32
- ◆ 支部行事 …… 33
- ◆ 青年部会 …… 34
4月会議・委員会開催状況
6月の活動予定
- ◆ 女性部会のご案内 …… 35
- ◆ 陸 災 防 …… 36
陸運業の労働災害としての熱中症(死亡災害)の事例

第1回 常任理事会

新型コロナウイルス感染防止の観点から書面会議によるみなし決議にて成立した

理事会の決議があったものとみなされた日

令和2年4月7日

理事会の決議があったものとみなされた事項の提案をした理事

理事 寺岡 洋一

議事録の作成に係る職務を行った理事

理事 牟田 光良

(決議事項)

1. 企画広報委員会からの答申について

資料『審議1』記載のとおり原案が承認された。

1. 令和2年度企画広報事業人材確保対策について

(概要)

- 雇用人材確保対策 予算 11,350,000 円
- 業界 PR 対策 予算 39,900,000 円
- 企画広報対策 予算 15,500,000 円

2. マスコットキャラクター最終選考結果について

(概要)

理事による最終投票の結果、下記のキャラクターが選定された。



名前：あいとくん

2. 労働委員会からの答申について

資料『審議2』記載のとおり原案が承認された。

1. 令和2年度労働委員会事業計画

(概要)

- 「運転者職場環境良好度認証制度」の周知及び取得支援
- 「ホワイト物流」推進運動の周知及び自主行動宣言の促進
- 愛知県トラック輸送における取引環境・労働時間改善地方協議会への参画

2. 「ホワイト物流」推進運動への参加について

(概要)

トラック運転者不足が深刻となっていることに対応し、国民生活や産業活動に必要な物流を安定的に確保するとともに、経済の成長に役立つことを目的としている。

3. 愛知労働基準監督署との合同事業衛生パトロールの実施について

(概要)

愛ト協 会員事業者 9 社を選出し、墜落・転落災害防止パトロールを実施する。

3. 入退会の承認について

資料『審議 3』記載のとおり原案が承認された。

入会 2 社／退会 4 社 4 月承認時点会員数 2,632 社

(報 告 事 項)

1. 令和元年度運輸事業振興助成交付金事業実績報告について ※別添「報告 1」参照

資料『報告 1』のとおり報告した。

2. 近代化基金融資の現状について ※別添「報告 2」参照

資料『報告 2』のとおり報告した。

3. 交通事故情勢について

資料『報告 3』のとおり報告した。

【県内事故】(令和 2 年 3 月)

集 計 数	月 計			年 計		
	件 数	死 者 数	負 傷 者 数	件 数	死 者 数	負 傷 者 数
発 生 率	2,071	10	2,441	6,646	37	7,973
前 年 比	-599	0	-230	-984	8	-1,178
増減率(%)	-22.4	0.0	-8.6	-12.9	27.6	-12.9

【事業用トラック】(令和 2 年 3 月)

	件数(月)	死者数(月)	件数(年)	死者数(年)
事 業 用	2	2	6	6
会 員	1	1	4	4
第一原因	1	1	2	2

令和元年度 交付金事業実績報告書

事業項目	総事業費	事業費の内訳		交付申請額 (B)	交付金充当額 (A)	法人会計/全ト協	交付金充当額と交付申請額との差額 (A)-(B)
		交付金充当額 (A)	法人会計/全ト協				
I 輸送の安全確保に関する事業	交通安全運動等の実施	127,633,273	7,346,950	120,808,505	120,286,923	0	▲ 521,582
	安全運転等支援機器装着助成費	170,450,000	0	170,450,000	170,450,000	0	0
	運転適性診断等の実施	99,496,921	16,017,091	83,259,130	83,479,830	16,017,091	220,700
	運行管理者講習の実施	20,765,578	2,021,278	18,060,000	18,744,300	2,021,278	684,300
	ドライバークンプレットの黒流	1,048,779	0	1,048,779	1,048,779	0	0
	研修・教育事業の実施	73,645,051	19,830,531	52,360,000	54,014,520	19,830,531	1,654,520
	運転者等研修センターの整備運営	128,636,572	3,649,054	125,156,190	124,987,518	3,649,054	▲ 168,672
	研修助成事業	17,595,400	0	17,595,400	17,595,400	0	0
	労働環境の改善対策	10,622,000	0	10,622,000	10,622,000	0	0
	小計	649,893,574	48,664,304	599,360,004	601,229,270	48,664,304	1,869,266
II サービスの改善及び向上に関する事業	トラック輸送情報システムの推進運営整備	6,747,040	0	6,660,140	6,747,040	0	86,900
	輸送相談の実施	45,951,371	12,951,371	33,800,000	33,700,000	12,951,371	▲ 100,000
	「トラックあいち」等の刊行	14,348,304	548,629	13,734,875	13,799,675	548,629	64,800
	経営革新セミナーの実施	8,370,271	0	8,391,284	8,370,271	0	▲ 21,013
	経営支援の実施	157,003,195	2,731,850	156,434,086	154,271,345	2,731,850	▲ 2,162,741
	小計	232,420,181	15,531,950	219,020,385	216,888,331	15,531,950	▲ 2,132,054
III 公害防止、地球温暖化防止等環境の保全に関する事業	自動車交通公害防止対策 環境対策導入助成費	9,486,368	1,413,204	8,073,164	8,073,164	0	0
	小計	17,412,000	1,413,204	17,412,000	17,412,000	0	0
IV 適正化に関する事業	パトロールの実施	26,898,368	25,485,164	25,485,164	25,485,164	0	0
	適正化推進	82,560,235	7,121,663	75,233,824	75,438,572	7,121,663	204,748
V 共同利用に供する施設の設置・運営に関する事業	共同輸送サービスセンターの補完整備	89,394,666	7,121,663	82,010,215	82,273,003	7,121,663	262,788
	小計	105,807,214	9,000,000	96,807,214	96,807,214	9,000,000	0
VI 震災等に際し物資を運送する体制整備に関する事業	緊急時における輸送対策	18,093,713	3,296,592	14,797,121	14,797,121	3,296,592	0
	小計	18,093,713	3,296,592	14,797,121	14,797,121	3,296,592	0
VII 経営の安定化に寄与する事業	事業基盤の確立	28,672,688	7,293,451	21,379,237	21,379,237	7,293,451	0
	小計	28,672,688	7,293,451	21,379,237	21,379,237	7,293,451	0
VIII 出捐事業	全国団体への出捐事業	316,282,660	0	316,282,660	316,282,660	0	0
	小計	316,282,660	0	316,282,660	316,282,660	0	0
合計	1,467,463,064	92,321,064	1,375,142,000	1,375,142,000	92,321,064	0	

単位：円

近代化基金融資の現状について

◇ 近代化基金融資制度

昭和52年4月に創設され、近代化基金を商工中金に預託することにより、その果実（利息）等により利子補給を行う融資制度

1. 基金残高

昭和51年～平成16年度の間に造成した基金造成額は、次のとおりである。

なお、基金の管理については、近代化基金運営要綱に「商工中金における商工債券、定期預金等の固定性預金等に預託する」と定められている。

基金残高

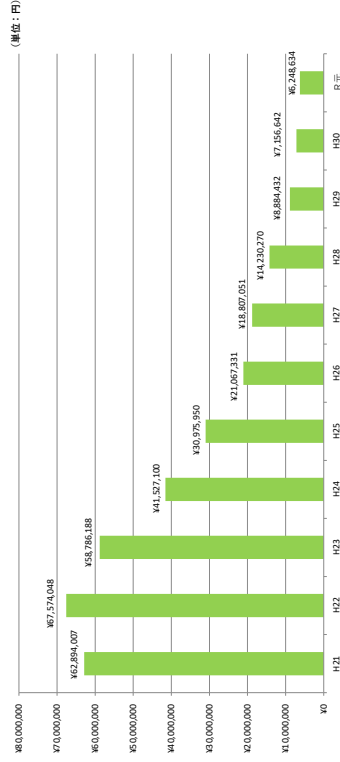
令和元年12月31日現在
(単位:円)

種別	金額	備考
定期預金	11,300,000	短期定期預金/近代化
	43,000	長期定期預金/近代化
利付商工債券	4,990,000,000	投資有価証券/近代化(振替)
計	5,001,343,000	

3. 基金利息の推移

基金利息については、平成22年度をピークに年々減少しており、令和元年度については10年前の約10分の1にまで減少している。(令和元年度平均レート0.11%)

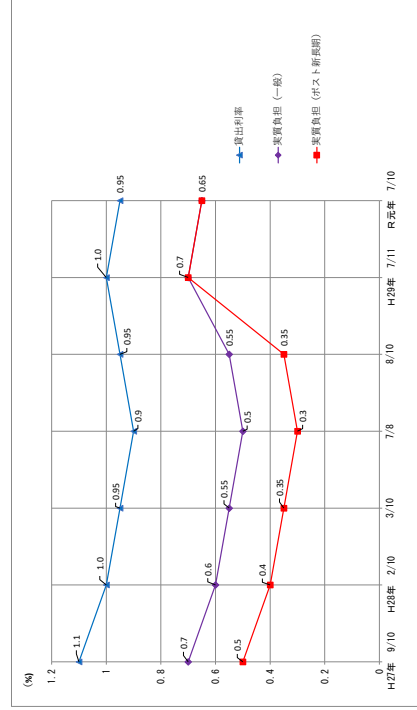
基金利息の推移



2. 貸出利率と実質負担率の推移

基金利息の減少等の理由により、利子補給率については平成29年度融資分より「毎事業年度1月の商工中金の長期プライムレートを3分の1を乗じた率(%の小数点第2位を四捨五入)」と変更になったため、一般、ポスト新長期融資共に実質負担率が高くなっている。

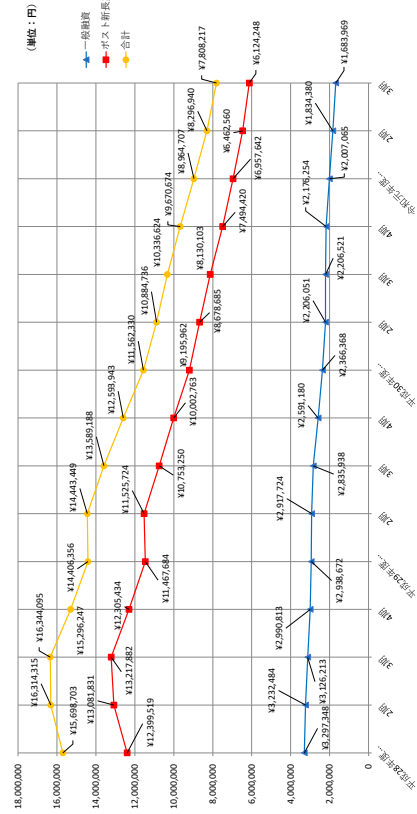
貸出利率・実質負担率の推移



4. 貸出残高の推移

近年、実質負担率が高くなったことによる申込数の減少が顕著となり、平成29年度より貸出残高が減少傾向にある。

貸出残高の推移



新 入 会 員

支 部	名 称	所 在 地	代 表 者	車 両 数			電 話
				大	中	小	
尾西	(株) 桂通商 名古屋営業所	〒601-8143 京都府京都市南区上鳥羽麻ノ本1-3 (連) 〒480-0202 西春日井郡豊山町大字豊場字八反107 名古屋北部市場内	中島 寛二	-	6	1	(052) 909-5161 FAX 902-3633
西三	(株) 明翔ライン 豊田営業所	〒566-0052 大阪府摂津市島飼本町1-2-43 (連) 〒470-0375 豊田市亀首町町屋洞100-13	綾木 研二	-	30	-	(0565) 47-0510 FAX 47-0511

退 会 会 員

支 部	名 称	所 在 地
第一	北陸運輸 (株)	富山県小矢部市
尾東	鈴木敏樹 (鈴木急便)	瀬戸市
知多	(株) ニッシン物流	豊橋市
東三	遠州西濃運輸 (株) 豊橋営業所	豊橋市

会員事業者名称等変更

受付	変更内容	支部	新	旧
2020/3/3	事業者名	第一	丸伝運輸株式会社 東海営業所	東海運輸株式会社 東海支店
2020/3/6	事業者名 住所 連絡先住所 電話番号 FAX番号	第一	中越運送株式会社 中部ロジスティクスセンター 一宮市千秋町佐野字清水34-1 491-0804 一宮市千秋町佐野字清水34-1 0586-76-7111 0586-76-7114	中越運送株式会社 名古屋支店 名古屋市西区中小田井4-432 452-0822 名古屋市西区中小田井4-432 052-501-4346 052-503-4579
2020/3/9	代表者	第一	川本運送株式会社 伊藤 教子	川本 芳久
2020/3/10	代表者	第一	株式会社大東運送 中山 泰仁	中山 廣二
2020/3/11	事業者名	第一	トランコムトランスポートサービス株式会社	トランコムMA株式会社
2020/3/1	事業者名	第二	株式会社ティラドロジスティクス	東和運輸株式会社
2020/3/2	代表者	第二	丸太運輸株式会社 菅 繁範	高村 博三
2020/3/13	事業者名	第二	株式会社グリーン・ネット	加藤運送有限会社
2020/3/25	事業者名 代表者	第三	東洋運輸株式会社 東海営業所 中西 重人	東洋運輸株式会社 中部営業所 磯部 雅弘
2020/3/19	連絡先住所	尾東	鈴木物流有限会社 489-0929 瀬戸市西長根町83 Kインタービル30A	488-0021 尾張旭市狩宿町1-93
2020/3/3	代表者	尾西	一宮運輸株式会社 物流センター名古屋 篠原 剛士	玉田 秀一
2020/3/11	事業者名 代表者	西三	HGロジスティクス株式会社 伊納 康則	ヒサダ運輸株式会社 福井 誠
2020/3/16	事業者名 住所 連絡先住所 電話番号 FAX番号	西三	岡崎流通サービス株式会社 岡崎市中伊西町字手平12-1 444-3449 岡崎市中伊西町字手平12-1 0564-85-2311 0564-85-2322	岡崎流通サービス株式会社 本社事務所 岡崎市岡町字出合6-8 444-0005 岡崎市岡町字出合6-8 0564-53-2565 0564-53-3567
2020/3/23	代表者	西三	株式会社T&Kテクノ 加藤 裕司	加藤 弘
2020/3/16	事業者住所 連絡先住所 電話番号 FAX番号	東三	株式会社武知 豊橋市寺沢町字睦美965 441-3124 豊橋市寺沢町字睦美965 0532-29-1731 0532-29-1732	豊橋市天伯町字高田山43-26 441-3301 豊橋市老津町字新田12-1 0532-39-6152 0532-39-6152

～クールビズの実施について～

当協会では、昨年度に引き続き、下記の通りクールビズを実施します。

ご来協の際は、軽装でお越しください。

実施期間：令和2年5月1日（金）～令和2年10月31日（土）

服 装：ノーネクタイ・ノー上着の軽装

室内温度：室温が28℃となるよう、適宜エアコン温度を調整

令和2年4月24日
自動車局貨物課

トラック運送業に係る標準的な運賃を告示しました

～ 持続可能な物流の実現に向けて、取引の適正化・労働条件の改善を進めます ～

改正貨物自動車運送事業法により設けられた「標準的な運賃の告示制度」に基づき、本日、標準的な運賃の告示を行いました。法令を遵守して持続的に事業を運営する際の参考となる運賃を示すことにより、トラック運送業における取引の適正化・労働条件の改善を促進します。

1. 背景

トラック運送業においては、運転者の労働環境は他の産業と比べて長時間労働・低賃金の状況にあり、運転者不足が大きな課題となっています。

こうした背景を踏まえ、運転者の労働条件の改善等を図るため、一昨年末、議員立法により、①規制の適正化、②事業者が遵守すべき事項の明確化、③荷主対策の深度化、④標準的な運賃の告示制度の導入を内容とする貨物自動車運送事業法の改正が行われました（※）。

※①・②については令和元年11月1日に、③については同年7月1日に施行済み。

このうち、「標準的な運賃の告示制度」は、一般にトラック事業者の荷主に対する交渉力が弱いことや、令和6年度から年間960時間の時間外労働の限度時間が設定されること等を踏まえ、運転者の労働条件を改善し、トラック運送業がその機能を持続的に維持していくに当たっては、法令を遵守して持続的に事業を行っていくための参考となる運賃を示すことが効果的であるとの趣旨により設けられたものです。

2. 概要

標準的な運賃の告示制度については、国土交通省において、全国のトラック事業者の原価データの集計、適正な原価等の算出に係る作業等を行い、策定した標準的な運賃の案について、本年2月26日付けで運輸審議会への諮問を行ったところです。

同審議会における審理及び4月14日付けの同審議会からの答申（※）を踏まえ、本日、別紙のとおり一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃の告示を行いました（詳細は別紙「概要資料」を参照ください）。

※参考：運輸審議会答申（報道発表）

https://www.mlit.go.jp/report/press/unyu00_hh_000196.html

今後、トラック運送業における取引の適正化を通じて運転者の労働条件が改善され、持続可能な物流を実現できるよう、トラック事業者及び荷主向けに広く周知等を行ってまいります。

【問い合わせ先】

国土交通省自動車局貨物課 柳瀬、吉見、山城

TEL：03-5253-8111（内線：41333、41323）、03-5253-8575（直通） FAX：03-5253-1637

改正の目的

経済活動・国民生活を支えるトラック運送業の健全な発達を図るため規制の適正化を図るほか、その業務について、令和6年度から時間外労働の限度時間が設定される(＝働き方改革法施行)こと等を踏まえ、その担い手である運転者の不足により重要な社会インフラである物流が滞ってしまうことのないよう、緊急に運転者の労働条件を改善する必要があること等に鑑み、所要の措置を講じる。

改正の概要

1. 規制の適正化

① 欠格期間の延長等

- 法令に違反した者等の参入の厳格化
- ・ 欠格期間の延長(2年⇒5年)
 - ・ 処分逃れのため自主廃業を行った者の参入制限
 - ・ 密接関係者(親会社等)が許可の取消処分を受けた者の参入制限等

② 許可の際の基準の明確化

- 以下について、適切な計画・能力を有する旨を要件として明確化
- ・ 安全性確保(車両の点検・整備の確実な実施等)
 - ・ 事業の継続遂行のための計画(十分な広さの車庫等)
 - ・ 事業の継続遂行のための経済的基礎(資金)等

③ 約款の認可基準の明確化

- 荷待時間、追加的な附帯業務等の見える化を図り、対価を伴わない役務の発生を防ぐために基準を明確化
- 原則として運賃と料金を分別して收受
- ＝「運賃」:運送の対価 「料金」:運送以外のサービス等

2. 事業者が遵守すべき事項の明確化

① 輸送の安全に係る義務の明確化

事業用自動車(許可後、継続的なルール遵守)の定期的な点検・整備の実施等

② 事業の適確な遂行のための遵守義務の新設

- ・ 車庫の整備・管理
- ・ 健康保険法等により納付義務を負う保険料等の納付

3. 荷主対策の深度化

※ 「荷主」には元請事業者も含まれる。

トラック事業者の努力だけでは働き方改革・法令遵守を進めることは困難(例:過労運転、過積載等)

→ 荷主の理解・協力のもとで働き方改革・法令遵守を進めることができるよう、以下の改正を実施

① 荷主の配慮義務の新設

トラック事業者が法令遵守できるよう、荷主の配慮義務を設ける

② 荷主勧告制度(既存)の強化

- ・ 制度の対象に、貨物軽自動車運送事業者を追加
- ・ 荷主勧告を行った場合には、当該荷主の公表を行う旨を明記

③ 国土交通大臣による荷主への働きかけ等の規定の新設

【令和5年度末までの時限措置】

(1) トラック事業者の違反原因となるおそれのある行為を荷主がしている疑いがある場合

- ① 国土交通大臣が関係行政機関の長と、当該荷主の情報を共有
② 国土交通大臣が、関係行政機関と協力して、荷主の理解を得るための働きかけ

(2) 荷主への疑いに相応な理由がある場合

→ 国土交通大臣が、関係行政機関と協力して、要請

(3) 要請してもなお改善されない場合

→ 国土交通大臣が、関係行政機関と協力して、勧告+公表

荷主の行為が独占禁止法違反の疑いがある場合 → 公正取引委員会への通知

4. 標準的な運賃の告示制度の導入

【令和5年度末までの時限措置】

【背景】 荷主への交渉力が弱い等

→ 必要なコストに見合った対価を収めにくい

→ 結果として法令遵守しなからずの持続的な運賃ができていない



標準的な運賃の告示制度の導入

(労働条件の改善・事業の健全な運営の確保のため)

国土交通大臣が、標準的な運賃を定め、告示できる

施行日：(1.・2.)令和元年11月1日

(3.)令和元年7月1日

(4.)令和元年12月14日(運賃の告示:令和2年4月24日)

【公布日：平成30年12月14日】

- ドライバーの労働条件の改善等を図るため、法令を遵守して持続的に事業を運営するための参考となる運賃を示すことが効果的との趣旨により、「標準的な運賃の告示制度」が創設。
- 標準的な運賃は、①トラック事業の能率的な経営の下における適正な原価に、②適正な利潤を加えたものを基準。原価の算定に当たっては、①ドライバーの賃金を全産業の標準的水準に是正すること、②コンプライアンスを確保できることを前提。

1. 運賃表の設計方針

○運賃表の基本

⇒ 貸切(チャーター)を前提として、(1)距離制、(2)時間制の双方の運賃表を策定。また、上限・下限の幅は設けず統一的な運賃を設定。

○車種等の違い

⇒ 車格別(2t, 4t, 10t, 20t)について設定。 ・ ドライバン型のトラックを基準として算出。 ※冷凍・冷蔵のバン型車については割増率を設定

○地域差 ⇒ 地方運輸局ブロック単位で運賃表を策定。

2. 運賃と料金の考え方

⇒ 料金(待機時間料、高速道路料金、フェリー料金、燃料サーチャージ等)については、運賃表とは別に項目を規定。

※待機時間料は、30分を超える場合の1時間当たりの標準的な料金を設定(30分以内の待機時間に係る費用は固定費に算入)。

3. 「適正な原価」の考え方

○元請け・下請けの関係

⇒ 実運送事業にかかる原価等を基準に運賃を算出。

○減価償却費(車両)

⇒ 法定耐用年数とリース期間・融資期間等の実態を加味し、5年での償却を前提に算出。

○人件費

⇒ 全産業平均の時間当たりの単価を基準。

○間接費(一般管理費等)

⇒ トラック運送事業の平均値を使用。

○借入金利息

⇒ 営業外費用として、適正な原価に算入。

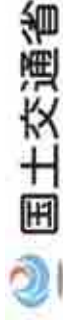
○帰りが荷の取扱い

⇒ 実車率50%の前提で算出。

4. 「適正な利潤」の考え方

⇒ 経常利益(営業外収入を除く。)として一定水準確保できるよう、自己資本に対する適正な利潤額を算定。

標準的な運賃【距離制運賃表：北海道・東北】



I 距離制運賃表

北海道運輸局

(単位：円)

車種別 キロ程	小型車 (2トントクラス)	中型車 (4トントクラス)	大型車 (10トントクラス)	トレーラー (20トントクラス)
10km	12,450	14,480	18,610	23,280
20km	13,980	16,290	21,080	26,500
30km	15,510	18,100	23,550	29,710
40km	17,050	19,910	26,010	32,930
50km	18,580	21,710	28,480	36,150
60km	20,120	23,520	30,940	39,370
70km	21,650	25,330	33,410	42,580
80km	23,180	27,140	35,870	45,800
90km	24,720	28,940	38,340	49,020
100km	26,250	30,750	40,800	52,240
110km	27,780	32,530	43,190	55,340
120km	29,310	34,310	45,570	58,440
130km	30,840	36,090	47,960	61,550
140km	32,370	37,870	50,350	64,650
150km	33,900	39,650	52,730	67,760
160km	35,430	41,430	55,120	70,860
170km	36,950	43,210	57,500	73,970
180km	38,480	44,990	59,890	77,070
190km	40,010	46,770	62,270	80,170
200km	41,540	48,540	64,660	83,280
200kmを超えて500km まで20kmを増すごと に加算する金額	3,050	3,530	4,700	6,110
500kmを超えて50km を増すごとに加算す る金額	7,610	8,810	11,740	15,270

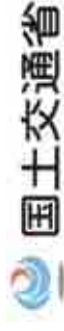
I 距離制運賃表

東北運輸局

(単位：円)

車種別 キロ程	小型車 (2トントクラス)	中型車 (4トントクラス)	大型車 (10トントクラス)	トレーラー (20トントクラス)
10km	11,980	13,970	18,050	22,600
20km	13,470	15,740	20,470	25,760
30km	14,960	17,500	22,880	28,920
40km	16,460	19,270	25,300	32,080
50km	17,950	21,030	27,720	35,240
60km	19,450	22,800	30,130	38,400
70km	20,940	24,560	32,550	41,560
80km	22,430	26,330	34,970	44,720
90km	23,930	28,090	37,390	47,870
100km	25,420	29,860	39,800	51,030
110km	26,910	31,590	42,140	54,080
120km	28,400	33,330	44,480	57,120
130km	29,880	35,060	46,810	60,170
140km	31,370	36,800	49,150	63,210
150km	32,860	38,530	51,490	66,260
160km	34,350	40,270	53,820	69,300
170km	35,840	42,010	56,160	72,350
180km	37,320	43,740	58,500	75,390
190km	38,810	45,480	60,830	78,440
200km	40,300	47,210	63,170	81,480
200kmを超えて500km まで20kmを増すごと に加算する金額	2,960	3,440	4,600	5,990
500kmを超えて50km を増すごとに加算す る金額	7,410	8,590	11,500	14,970

標準的な運賃【距離制運賃表：関東・北陸信越】



国士交通省

I 距離制運賃表

関東運輸局

(単位：円)

車種別 キロ程	小型車 (2トントクラス)	中型車 (4トントクラス)	大型車 (10トントクラス)	トレーラー (20トントクラス)
10km	15,790	18,060	22,540	27,940
20km	17,600	20,160	25,330	31,550
30km	19,410	22,270	28,120	35,160
40km	21,220	24,370	30,920	38,770
50km	23,040	26,480	33,710	42,380
60km	24,850	28,580	36,500	45,990
70km	26,660	30,690	39,290	49,600
80km	28,470	32,790	42,090	53,200
90km	30,280	34,890	44,880	56,810
100km	32,090	37,000	47,670	60,420
110km	33,910	39,090	50,390	63,930
120km	35,730	41,170	53,110	67,430
130km	37,550	43,260	55,830	70,940
140km	39,360	45,340	58,550	74,440
150km	41,180	47,430	61,270	77,950
160km	43,000	49,510	64,000	81,450
170km	44,820	51,600	66,720	84,960
180km	46,630	53,690	69,440	88,460
190km	48,450	55,770	72,160	91,970
200km	50,270	57,860	74,880	95,470
200kmを超えて500km まで20kmを増すこと に加算する金額	3,630	4,140	5,370	6,910
500kmを超えて50km を増すことに加算す る金額	9,070	10,360	13,430	17,280

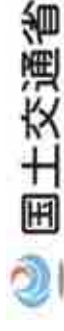
I 距離制運賃表

北陸信越運輸局

(単位：円)

車種別 キロ程	小型車 (2トントクラス)	中型車 (4トントクラス)	大型車 (10トントクラス)	トレーラー (20トントクラス)
10km	12,530	14,560	18,680	23,360
20km	14,070	16,370	21,150	26,580
30km	15,600	18,190	23,620	29,800
40km	17,140	20,000	26,090	33,020
50km	18,680	21,810	28,560	36,240
60km	20,220	23,630	31,030	39,460
70km	21,760	25,440	33,500	42,690
80km	23,300	27,250	35,970	45,910
90km	24,840	29,060	38,440	49,130
100km	26,380	30,880	40,910	52,350
110km	27,910	32,660	43,300	55,460
120km	29,450	34,450	45,690	58,570
130km	30,980	36,230	48,080	61,680
140km	32,520	38,020	50,470	64,790
150km	34,050	39,800	52,870	67,900
160km	35,590	41,590	55,260	71,010
170km	37,120	43,370	57,650	74,120
180km	38,660	45,160	60,040	77,220
190km	40,190	46,940	62,430	80,330
200km	41,730	48,730	64,820	83,440
200kmを超えて500km まで20kmを増すこと に加算する金額	3,060	3,540	4,710	6,120
500kmを超えて50km を増すことに加算す る金額	7,640	8,850	11,770	15,290

標準的な運賃【距離制運賃表：中部・近畿】



I 距離制運賃表

中部運輸局

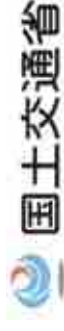
車種別 キロ程	(単位：円)			
	小型車 (2トントクラス)	中型車 (4トントクラス)	大型車 (10トントクラス)	トレーラー (20トントクラス)
10km	14,390	16,530	20,790	25,850
20km	16,080	18,500	23,430	29,270
30km	17,770	20,480	26,070	32,690
40km	19,460	22,450	28,710	36,110
50km	21,150	24,420	31,350	39,530
60km	22,840	26,390	33,990	42,950
70km	24,530	28,370	36,630	46,370
80km	26,220	30,340	39,270	49,790
90km	27,910	32,310	41,910	53,210
100km	29,600	34,280	44,550	56,630
110km	31,290	36,240	47,120	59,950
120km	32,980	38,190	49,690	63,270
130km	34,670	40,140	52,250	66,580
140km	36,370	42,090	54,820	69,900
150km	38,060	44,040	57,390	73,220
160km	39,750	45,990	59,960	76,540
170km	41,450	47,940	62,520	79,850
180km	43,140	49,900	65,090	83,170
190km	44,830	51,850	67,660	86,490
200km	46,520	53,800	70,230	89,810
200kmを超えて500km まで20kmを増すこと に加算する金額	3,380	3,870	5,070	6,540
500kmを超えて50km を増すことに加算す る金額	8,440	9,680	12,660	16,340

I 距離制運賃表

近畿運輸局

車種別 キロ程	(単位：円)			
	小型車 (2トントクラス)	中型車 (4トントクラス)	大型車 (10トントクラス)	トレーラー (20トントクラス)
10km	14,330	16,490	20,790	25,860
20km	16,020	18,460	23,430	29,290
30km	17,710	20,430	26,080	32,710
40km	19,400	22,400	28,720	36,140
50km	21,090	24,380	31,370	39,570
60km	22,770	26,350	34,010	43,000
70km	24,460	28,320	36,650	46,430
80km	26,150	30,290	39,300	49,860
90km	27,840	32,270	41,940	53,290
100km	29,530	34,240	44,590	56,720
110km	31,220	36,190	47,160	60,040
120km	32,910	38,140	49,730	63,360
130km	34,600	40,090	52,300	66,690
140km	36,290	42,040	54,870	70,010
150km	37,980	43,990	57,440	73,330
160km	39,670	45,940	60,010	76,660
170km	41,360	47,890	62,580	79,980
180km	43,050	49,840	65,150	83,300
190km	44,740	51,790	67,720	86,620
200km	46,430	53,740	70,290	89,950
200kmを超えて500km まで20kmを増すこと に加算する金額	3,370	3,870	5,070	6,550
500kmを超えて50km を増すことに加算す る金額	8,430	9,680	12,670	16,370

標準的な運賃【距離制運賃表：中国・四国】



I 距離制運賃表

中国運輸局

キロ程	車種別				トレジャー (20トングラス)
	小型車 (2トングラス)	中型車 (4トングラス)	大型車 (10トングラス)	トレジャー (20トングラス)	
10km	13,000	15,060	19,220	23,980	
20km	14,580	16,920	21,730	27,260	
30km	16,160	18,770	24,240	30,530	
40km	17,740	20,620	26,750	33,800	
50km	19,310	22,480	29,270	37,070	
60km	20,890	24,330	31,780	40,340	
70km	22,470	26,180	34,290	43,610	
80km	24,050	28,040	36,800	46,880	
90km	25,620	29,890	39,320	50,150	
100km	27,200	31,740	41,830	53,420	
110km	28,770	33,570	44,260	56,580	
120km	30,350	35,400	46,700	59,740	
130km	31,930	37,230	49,130	62,910	
140km	33,500	39,050	51,570	66,070	
150km	35,080	40,880	54,000	69,230	
160km	36,650	42,710	56,440	72,390	
170km	38,230	44,540	58,870	75,550	
180km	39,800	46,360	61,310	78,710	
190km	41,380	48,190	63,740	81,870	
200km	42,950	50,020	66,180	85,030	
200kmを超えて500km まで20kmを増すごと に加算する金額	3,140	3,620	4,800	6,220	
500kmを超えて50km を増すごとに加算す る金額	7,850	9,060	11,990	15,560	

(単位：円)

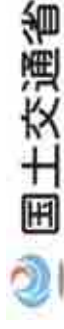
I 距離制運賃表

四国運輸局

キロ程	車種別				トレジャー (20トングラス)
	小型車 (2トングラス)	中型車 (4トングラス)	大型車 (10トングラス)	トレジャー (20トングラス)	
10km	12,280	14,290	18,380	22,990	
20km	13,800	16,080	20,830	26,180	
30km	15,320	17,870	23,270	29,370	
40km	16,840	19,660	25,710	32,560	
50km	18,350	21,450	28,160	35,750	
60km	19,870	23,250	30,600	38,940	
70km	21,390	25,040	33,040	42,130	
80km	22,910	26,830	35,490	45,320	
90km	24,420	28,620	37,930	48,510	
100km	25,940	30,410	40,370	51,700	
110km	27,460	32,170	42,740	54,770	
120km	28,970	33,930	45,100	57,850	
130km	30,480	35,690	47,460	60,930	
140km	32,000	37,450	49,830	64,000	
150km	33,510	39,210	52,190	67,080	
160km	35,020	40,980	54,560	70,160	
170km	36,540	42,740	56,920	73,230	
180km	38,050	44,500	59,290	76,310	
190km	39,560	46,260	61,650	79,390	
200km	41,080	48,020	64,010	82,470	
200kmを超えて500km まで20kmを増すごと に加算する金額	3,010	3,490	4,650	6,050	
500kmを超えて50km を増すごとに加算す る金額	7,530	8,730	11,640	15,130	

(単位：円)

標準的な運賃【距離制運賃表：九州・沖縄】



I 距離制運賃表

九州運輸局

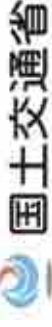
車種別 キロ程	(単位：円)			
	小型車 (2トントクラス)	中型車 (4トントクラス)	大型車 (10トントクラス)	トレーラー (20トントクラス)
10km	12,370	14,370	18,430	23,040
20km	13,890	16,160	20,870	26,230
30km	15,410	17,960	23,320	29,410
40km	16,930	19,750	25,760	32,600
50km	18,460	21,550	28,210	35,790
60km	19,980	23,340	30,650	38,980
70km	21,500	25,130	33,090	42,160
80km	23,020	26,930	35,540	45,350
90km	24,540	28,720	37,980	48,540
100km	26,070	30,520	40,430	51,720
110km	27,580	32,280	42,790	54,800
120km	29,100	34,050	45,160	57,880
130km	30,620	35,820	47,520	60,960
140km	32,140	37,580	49,890	64,030
150km	33,660	39,350	52,260	67,110
160km	35,180	41,120	54,620	70,190
170km	36,700	42,880	56,990	73,260
180km	38,210	44,650	59,360	76,340
190km	39,730	46,410	61,720	79,420
200km	41,250	48,180	64,090	82,500
200kmを超えて500km まで20kmを増すごと に加算する金額	3,020	3,500	4,660	6,050
500kmを超えて50km を増すごとに加算す る金額	7,560	8,750	11,650	15,140

I 距離制運賃表

沖縄総合事務局

車種別 キロ程	(単位：円)			
	小型車 (2トントクラス)	中型車 (4トントクラス)	大型車 (10トントクラス)	トレーラー (20トントクラス)
5km	10,440	12,220	15,890	19,900
10km	11,150	13,070	17,060	21,430
20km	12,580	14,760	19,390	24,500
30km	14,000	16,450	21,730	27,560
40km	15,430	18,140	24,060	30,620
50km	16,850	19,830	26,400	33,680
60km	18,280	21,520	28,730	36,740
70km	19,700	23,210	31,060	39,800
80km	21,130	24,900	33,400	42,860
90km	22,550	26,590	35,730	45,920
100km	23,980	28,270	38,070	48,980
110km	25,400	29,930	40,320	51,930
120km	26,810	31,590	42,570	54,870
130km	28,230	33,250	44,830	57,820
140km	29,650	34,910	47,080	60,770
150km	31,070	36,570	49,330	63,710
160km	32,490	38,230	51,590	66,660
170km	33,900	39,890	53,840	69,600
180km	35,320	41,540	56,090	72,550
190km	36,740	43,200	58,340	75,490
200km	38,160	44,860	60,600	78,440
200kmを超えて10km を増すごとに加算す る金額	1,410	1,640	2,220	2,890

標準的な運賃【時間制運賃表・割増率等】



国土交通省

II 時間制運賃表

(単位:円)

種別	車種別 局別	小型車 (2トンクラス)	中型車 (4トンクラス)	大型車 (10トンクラス)	トレーラー (20トンクラス)			
						北海道	東北	関東
基礎額	8時間制 基礎走行キロ 小型車は100km 小型車以外のもの 130km	北海道	31,100	37,260	48,530	61,290		
		東北	29,970	36,050	47,170	59,670		
		関東	39,060	45,790	57,900	72,440		
		北陸信越	31,280	37,440	48,690	61,470		
		中部	35,710	42,130	53,700	67,370		
		近畿	35,580	42,040	53,710	67,430		
	4時間制 基礎走行キロ 小型車は50km 小型車以外のもの 60km	中国	32,420	38,640	49,950	62,950		
		九州	30,700	36,800	47,960	60,590		
		沖縄	30,890	36,980	48,060	60,680		
		北海道	28,010	33,890	44,810	56,880		
		東北	17,980	21,630	28,300	35,800		
		関東	23,440	27,470	34,740	43,460		
加算額	基礎走行キロを超える場合は、1時間を増すごとに(4時間制の場合であつて、午前午後におたる場合は、正午から起算した時間により加算額を計算する。)	北陸信越	18,770	22,470	29,210	36,880		
		中部	21,430	25,280	32,220	40,420		
		近畿	21,350	25,220	32,230	40,460		
		中国	19,450	23,180	29,970	37,770		
		四国	18,420	22,080	28,780	36,350		
		九州	18,530	22,190	28,840	36,410		
	基礎走行キロを超える場合は、10kmを増すごとに	沖縄	16,800	20,330	26,880	34,130		
		北海道	280	340	510	710		
		東北	280	340	510	710		
		関東	280	340	510	720		
		北陸信越	280	340	510	710		
		中部	280	340	510	710		
加算額	基礎走行キロを超える場合は、10kmを増すごとに	近畿	280	340	510	710		
		中国	280	340	510	710		
		四国	280	340	510	710		
		九州	280	340	510	710		
		沖縄	280	340	510	710		
		北海道	2,850	2,990	3,200	3,780		
	基礎作業時間を増える場合は、1時間を増すごとに(4時間制の場合であつて、午前午後におたる場合は、正午から起算した時間により加算額を計算する。)	東北	2,720	2,850	3,050	3,600		
		関東	3,820	4,000	4,280	5,060		
		北陸信越	2,880	3,020	3,230	3,820		
		中部	3,430	3,590	3,850	4,550		
		近畿	3,400	3,560	3,810	4,510		
		中国	3,020	3,160	3,390	4,000		
四国	2,810	2,940	3,150	3,730				
九州	2,840	2,980	3,190	3,770				
沖縄	2,490	2,610	2,790	3,300				

III 運賃割増率

【特殊車両割増】

冷蔵車・冷凍車	2割
---------	----

【休日割増】

日曜祝祭日に運送した距離に限る	2割
-----------------	----

【深夜・早朝割増】

午後10時から午前5時までに運送した距離	2割
----------------------	----

IV 待機時間料

時間	車種別 (2トンクラス)	小型車 (4トンクラス)	中型車 (10トンクラス)	大型車 (20トンクラス)
30分を超える場合において30分までごとに発生する金額	1,670円	1,750円	1,870円	2,220円

V 積込料、取卸料、附帯業務料

積込み、取卸しその他附帯業務を行った場合には、運賃とは別に料金として收受

VI 実費

有料道路利用料、フェリー利用料その他の費用が発生した場合には、運賃とは別に実費として收受

VII 燃料サーチャージ

別に定めるところにより收受

VIII その他

この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、別に定める。

COVID-19

新型コロナウイルス対策に対応した アルコール検知器使用

にあたっての留意事項

新型コロナウイルスの対策として、手洗いとアルコール除菌が基本となっていますが、手指や検知器をアルコールで除菌した直後の測定による誤検知が散見されています。このため当協議会では、新型コロナウイルス対策を徹底しつつ、アルコール除菌による誤った判定を防ぐために、以下の4つの手順を推奨します。

手順①

手指を
アルコール除菌



手順②

石鹸で手指洗い



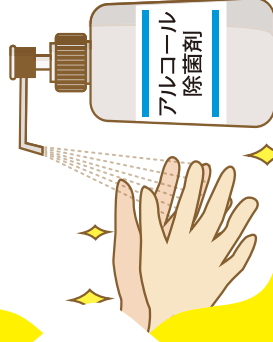
手順③

アルコール検知器
の使用



手順④

手指を
アルコール除菌



- ◎アルコール検知器を使用する際は、室内を事前に十分換気するか、風通しの良い環境を確保してください。
- ◎手指用のアルコール除菌剤は高濃度のアルコールが含まれており、特にジェルタイプの場合手指に付着したアルコールが完全に乾燥するまで時間がかかることがありますので、十分石鹸で手指洗いをしてからアルコール検知器を使用してください。
- ◎また、アルコール検知器の近くに、アルコール消毒液又はアルコールを含む除菌剤や手指洗浄剤を置かないでください。数値表示したり、数値がゼロに戻りにくくなる可能性があります。

※アルコール検知器の除菌方法は、各社の機器特性もありますので、ご使用メーカーにお問い合わせください。

新型コロナウイルス感染症で
資金繰りにご不安を感じている
事業者の皆様へ

日本政策金融公庫や商工中金の
新型コロナ感染症特別貸付などで
ご支援できます。

最長で**5年間**
元本の返済が
不要

利子補給で
金利負担が
実質ゼロに

担保なしでの
借り入れも
可能です

状況に応じて、複数回の利用も可能です。

裏面に支援が受けられる場合についてまとめています。ぜひ、ご一読ください。



新型コロナウイルス感染症で影響を受けている事業者の皆様へ ～支援が受けられる場合についてまとめました～

新型コロナウイルス感染症で影響を受けている事業者の皆様、
日本政策金融公庫や商工中金の新型コロナウイルス感染症特別貸付や、
信用保証協会のセーフティネット保証・危機関連保証で資金繰りを支援します。

売上減少に伴い、
当面の運転資金を
調達したい方には

コロナ特別貸付やセーフティネット保証等があります

新型コロナウイルス感染症特別貸付は、当初3年間は、利子補給で金利負担が**実質的に無利子**となる制度です。※企業の規模に応じて上限があります。
セーフティネット保証または危機関連保証は、民間金融機関から融資を受ける際に最大2.8億円の保証を受けられる制度です。

既に受けた債務の
返済があるため、
追加の返済負担を
負いたくない方には

コロナ特別貸付は、最長5年間の据置期間があります

新型コロナウイルス感染症特別貸付で最長15年の運転資金を調達できます。
最長5年の据置期間で、**当面元本返済が不要**です。また、当初3年間は、利子補給で金利負担が**実質的に無利子**になります。
※企業の規模に応じて上限があります。

業績悪化のため
既に受けた債務の
条件変更をしたが、
追加の運転資金を
調達したい方には

コロナ特別貸付やセーフティネット保証等の 対象からは外れません

新型コロナウイルス感染症特別貸付やセーフティネット保証、危機関連保証は、既に受けた債務の**条件変更を行っていることだけを理由には支援対象から外れることはありません。**

売上減少に伴い、
既に受けた債務の
返済ができない
方には

取引金融機関等に既に受けた債務等の 条件変更を相談ください

経済産業省は、金融庁や財務省とともに、各金融機関等に対して、**既に受けた融資の条件変更について、事業者の皆様の实情に応じて柔軟に対応するよう要請**しています。融資を受けている金融機関や、信用保証協会にご相談してください。

既存の仕入ルートが
ストップし、代わりの
ルートではコスト増、
売上減少が
見込まれる方には

セーフティネット貸付や一般保証を活用して 資金調達を検討ください

日本政策金融公庫のセーフティネット貸付は、上限7.2億円まで、最大据置期間3年となっており、当面の返済負担を軽減できます。
また、信用保証協会の一般保証を利用して、民間金融機関から保証付きで借り入れることも可能です。

【資金繰り支援全般に関するお問い合わせ先】

中小企業 金融・給付金相談窓口
TEL:0570-783183
(平日・土日祝日9:00-17:00)

本資料は経済産業省HP特設ページに掲載しております。
<https://www.meti.go.jp/covid-19/>

🔍 経済産業省 新型コロナウイルス感染症関連



01 行事

支部	開催日	場所	内容
尾西	4月21日	真清田神社	第一班 交通安全祈願祭(役員のみ)。
知多	4月23日	南部輸送サービスセンター	知多支部 通常総会を開催



尾西 真清田神社



知多 南部輸送サービスセンター

新型コロナウイルスに係る予防・まん延防止の徹底について

国土交通省及び全ト協より新型コロナウイルスの予防まん延防止の徹底について周知依頼がありました。会員の皆様におかれましても下記URLに記載の対策に従い、予防・まん延防止徹底にご協力下さいますようお願い申し上げます。

また、従業員に新型コロナウイルスの感染が確認された場合は、速やかに各運輸局に報告いただくようお願い致します。

◆首相官邸ホームページ『新型コロナウイルス感染症に備えて』

<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>

第27期 物流大学校講座 修了式

公益社団法人全日本トラック協会認定「物流経営士」資格

令和2年3月24日(火)、愛知県トラック会館にて第27期 物流大学校講座 上位成績者(代表3名)の表彰式が執り行われました。

また、修了された65名の方が公益社団法人全日本トラック協会認定の「物流経営士」資格を取得されました。

※令和2年3月7日(土)に開催を予定しておりました修了式は、昨今の新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から中止いたしました。

1. 成績優秀者

【全日本トラック協会会長賞】

株式会社フジトランスライナー 泉 智恵 様

【中部運輸局長賞】

株式会社トレードトラスト 佐藤 寛 様

一般社団法人岐阜県トラック協会 田中 邦興 様

大宝運輸株式会社 三好 友隆 様

ホイテクノ物流株式会社 山崎 晃範 様

株式会社暁興産 伊藤 公一 様

【愛知県トラック協会会長賞】

有限会社春日運輸 羽根 敏男 様

名古屋東部陸運株式会社 太田 裕之 様

北陸貨物運輸株式会社 山田実紀秀 様

愛知海運株式会社 山内 敦司 様

三和梱包運輸株式会社 平石 雅孝 様



寺岡会長より表彰状を授与していただきました



表彰者代表3名

2. 修了者数

累計受講者数 1,593名(第27期受講生含む)

【物流経営士とは】

公益社団法人全日本トラック協会がトラック運送事業に関わる方を対象に、業界の健全な発展のために必要な知識の習得や技能の向上を目的とする資格です。令和2年4月1日現在、全国で1,986名の方が取得されています。

令和2年度 第1回 運行管理者試験のご案内

—国土交通大臣指定試験機関—

NECO (公財)運行管理者試験センター

1. 試験の種類

- (1) 貨物自動車運送事業の試験 (以下「貨物試験」という。)
- (2) 旅客自動車運送事業の試験 (以下「旅客試験」という。)

※受験申請手続きは、1種類のみ可能であり、2種類を同時に申請することはできません。

受験する試験の種類についてご不明等がある場合は、最寄りの運輸支局等にお問い合わせ下さい。

2. 試験日程、受験申請書の頒布(販売)、申請期間及び試験結果の発表

- (1) 試験日 : 令和2年8月23日(日)
- (2) 頒布期間 : 令和2年5月15日(金)～6月10日(水)
- (3) 申請期間 :
 - ① 受験申請書による申請 : 令和2年5月15日(金)～6月10日(水) (13.を参照)
 - ② インターネットによる申請 : 令和2年5月15日(金)～6月16日(火) (14.を参照)
 - ③ 再受験申請 : 令和2年5月15日(金)～6月16日(火) (15.を参照)
 - ④ 令和元年度第2回運行管理者試験受験申請の取扱いに関する希望確認 (16.を参照)
- (4) 試験結果の発表日 : 令和2年9月18日(金)(予定)

3. 受験資格

次の(1)又は(2)のいずれかの要件を満たしていることが必要です。

- (1) 試験日の前日において、自動車運送事業(貨物軽自動車運送事業を除く)の用に供する事業用自動車又は特定第二種貨物利用運送事業者の事業用自動車(緑色のナンバーの車)の運行の管理に関し、1年以上の実務の経験を有する方
- (2) 国土交通大臣が認定する講習実施機関において、平成2年4月1日以降の試験の種類に応じた基礎講習を修了(受講予定の方は、試験日の前日までに修了)した方
 - ① 貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」という。)に基づき国土交通大臣から認定された講習実施機関で基礎講習を受講された方は、貨物試験の受験資格となります。
 - ② 旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」という。)に基づき国土交通大臣から認定された講習実施機関で基礎講習を受講された方は、旅客試験の受験資格となります。

※1 主な講習実施機関の連絡先は国土交通省のホームページ参照

※2 上記受験資格の他、「運行管理者試験の受験申請書を提出され、試験日の前日までに基礎講習を受講される方」は「基礎講習受講予定」として受験申請を行うことができます。

※3 基礎講習の受講申し込み手続きと運行管理者試験の申請は、別の手続きです。

4. 試験の内容

次に掲げる出題分野ごとの法令（法律に基づく命令等を含む）等について筆記で行います。

- (1) 貨物自動車は貨物自動車運送事業法、旅客自動車は道路運送法
- (2) 道路運送車両法
- (3) 道路交通法
- (4) 労働基準法
- (5) その他運行管理者の業務に関し必要な実務上の知識及び能力

5. 合格基準

次の(1)及び(2)の得点が必要です。

- (1) 原則として、総得点が満点の60%（30問中18問）以上であること。
- (2) 上記4.（1）～（4）の出題分野ごとに正解が1問以上であり、（5）については正解が2問以上であること。

6. 試験地及び受験会場

- (1) 試験地 受験申請書による場合は、「試験案内書」、インターネット申請の場合は「申請者サイト」に記載された試験地から選択して下さい。
- (2) 受験会場 受験申請者あてに、試験日の約2週間前に受験通知書を郵送してお知らせします。

7. 受験資格の証明に必要な添付書面等

- (1) 1. 実務の経験を有する方
 - ・実務経験の期間等に関する証明（受験申請書の証明欄への記入が必要となります）
2. 試験区分に応じた基礎講習の種類を修了している方
 - ・試験区分に応じた基礎講習修了証書（写）又は、試験区分に応じた運行管理者講習手帳（P1～P4において試験区分に応じた基礎講習の種類を修了した証明の写しが必要です。）
3. これから基礎講習を受講される方
 - ・試験区分に応じた基礎講習受講予約申込書等（写）
まず、基礎講習実施機関で試験区分に応じた基礎講習の申込み手続きを行って下さい。
基礎講習を修了後、直ちに修了証書（写）を（公財）運行管理者試験センターの試験事務センターにFAX（0476-48-1040）して下さい。
- (2) 住民票又はマイナンバーカード又は運転免許証（写）（※住民票、マイナンバーカードはマイナンバーの記載がないものを添付して下さい。）

《受験資格に関するお知らせ》

令和2年度第1回運行管理者試験から受験資格を「**基礎講習受講予定**」で申請される方は、**試験日の2週間前までに基礎講習を修了し、8月9日（日）までに修了証書等（写）の提出がなければ受験できない（受験通知書を送付しません。）** こととなりますのでご注意ください。

8. 証明用写真（本人確認用）

- (1) 書面申請とおまかせ申請の場合の証明用写真は、撮影部分が「縦4.5cm、横3.5cmで、正面、無帽、上三分身、無背景」の6ヶ月以内に撮影されたもので白黒又はカラーのいずれか**1枚**（コピーは不可）が必要です。
- (2) インターネット申請の場合の証明用写真は、デジタルカメラ、スマートフォン等で撮影されたデジタル写真（「正面、無帽、上三分身、無背景」の6ヶ月以内のもので白黒またはカラーのいずれか**1枚**）が必要です。
デジタル写真（ファイル形式はJPEGで、通常モードで撮影されたものとし、高画質で撮影されたものはご遠慮下さい。）は、当運行管理者試験センターのホームページ又は電子申請サイトに表示する「証明用写真の作成サービス」のボタンからご利用下さい。
なお、「証明用写真の作成サービス」をご利用の場合は、「証明用写真に関する注意事項」を遵守して下さい。
不適切なデジタル写真を提出された場合は、再度、送付していただくことがあります。
- (注) 以前の写真作成方法（写真台紙の写真〔PDF〕）から、今後は、撮影された画像（JPEG）をそのまま証明用写真に修正し、保存・登録できるように変更しました。

9. 受験手数料等

- (1) 受験手数料 : 6,000円（非課税）
この他、次の(2)～(4)のいずれかが必要となります。
- (2) 受験申請書（試験案内書を含みます） : 1,050円（税込）
- (3) インターネット申請（システム利用料） : 660円（税込）
- (4) おまかせ申請（依頼費用、システム利用料） : 2,660円（税込）

10. 試験結果の通知

- ・令和2年9月18日（金）（予定）に受験者全員に試験結果通知書を郵送します。
- ・合格者は、令和2年9月18日（金）（予定）9時から試験センターホームページに受験番号を掲載します。

11. 採点結果通知書等

- (1) 採点結果通知手数料 : 220円（税込）
- (2) 採点結果通知書は、採点結果通知書を希望され、別途申込みを行った受験者に通知致します。
なお、採点結果の内容は、試験問題30問の正誤、分野ごとの得点及び総得点となります。
また、申請後に採点結果通知書の追加、変更はできません。試験事務センターから受験者あてに、これらに関するお問い合わせはいたしませんのでご了承下さい。

12. 受験申請書提出先等

- (1) 受験申請書提出先 : 公益財団法人 運行管理者試験センター 試験事務センター
〒270-1391 日本郵便株式会社 印西郵便局私書箱7号
- (2) 提出方法 : 郵便局の窓口で簡易書留により郵送して下さい。
 - ① 受験申請書に綴じ込まれた〔郵便〕払込取扱票に、
 - ㊦ 払込人が申請者の場合には、申請者の住所・氏名をそれぞれに記載してください。
 - ㊧ 払込人が所属事業所の場合には、申請者氏名、所属事業所名及びその住所を記載して下さい。
この場合、必ず郵便局の窓口で受験手数料を払い込んで下さい。（ATMでの払込はご遠慮下さい。）

- ② 郵便局が発行する「振替払込請求書兼受領証」と「振替払込受付証明書(お客さま用)」は領収書のため、必ず受け取り「振替払込受付証明書(お客さま用)」を申請書の右下に貼付して下さい。
なお、振替払込請求書兼受領証等に申請書配付番号が記載されていますので必ず保存しておいて下さい。
- ③ 採点結果通知書の希望の有無は、次のいずれかを選択して下さい。
- ⑦採点結果通知書を希望する方は、受験申請書に記載する採点結果通知欄の「希望する」を○で囲み、6, 220円の払込取扱票を選択して郵便局の窓口で払い込んで下さい。
- ⑧採点結果通知書を希望しない方は、6, 000円の払込取扱票を選択して郵便局の窓口で払い込んで下さい。
- ④ 払込手数料は払込人の負担となります。
- ⑤ 一度払い込まれた受験手数料等は、理由の如何を問わず一切返金致しかねますので、受験資格等を十分確認した上で払い込まれますようお願い致します。

(3) 受験申請書の締切日

令和2年6月10日(水)当日の消印有効(締切日を過ぎたものは受理することはできません。)

13. 受験申請書の入手方法

各都道府県のトラック協会、バス協会、ハイヤータクシー協会で販売致します。

購入については、各協会にお尋ね下さい。ただし、土日等協会の休日を除きます。

※「郵送による販売」は行っておりません。

14. インターネットによる受験申請(携帯電話、スマートフォンからの申込はできません)

(1) 申込方法

(公財)運行管理者試験センターのホームページ (<http://www.unkan.or.jp/>) にアクセスして、申込み手順に従って必要事項を入力して下さい。受験者本人又は団体申請者の「電子メールアドレス(携帯又はスマートフォンのメールアドレスは不可)」が必要になります。

なお、インターネットシステム推奨環境は、【パソコン】Google Chrome、Internet Explorer、Safari、Microsoft Edge いずれも最新バージョンです。なお、団体申請は、Internet Explorer、Microsoft Edge いずれも最新バージョンです。【スマートフォン】Android 5.0以上またはiOS 10.0以上です。これ以外からのインターネットによる申請はできませんので、書面による申請を行ってください。

(2) 申込期間

令和2年5月15日(金)午前9時~6月16日(火)午後11時59分(厳守)までです。

(3) 受験手数料、システム利用料及び採点結果通知手数料の支払方法

① 受験手数料、システム利用料及び採点結果通知手数料は、コンビニエンス決済、クレジットカード決済(VISA, Master, JCB)、銀行(ペイジー決済)での支払いができます。

クレジットカード決済では、領収証を発行します。

② 採点結果通知の送付を希望する方は、「受験申請者サイト」>「申請情報入力」に表示される「採点結果通知」欄の「希望する」をチェックすると申し込むことができます。

(4) 注意事項

① **インターネットの受験申請の申込み後、令和元年7月9日(水)午後11時59分(厳守)までに受験手数料の支払いを行わないとインターネットによる申請が取消しとなりますのでご注意ください。**

② インターネットによる受験申請の申込締切り直前は、申込みが集中し、アクセスに時間がかかることが予想されます。できる限り早めに申込手続を行ってください。

- ③ インターネット申請の「実務経験の証明」は、実務経験承認者が使用されるインターネットシステム推奨環境のOS及びブラウザを、必ず確認してから申請して下さい。
- ④ インターネット申請では、あらかじめ、証明用写真、受験者を証明する写真（運転免許証など）受験資格を証明する書面（基礎講習修了証など）のイメージファイルをパソコン等に保存してから試験センターホームページから登録すると簡単・速やかに電子申請が登録できます。
- ・デジタルカメラ、スマートフォン等の写真（ファイル形式：JPEG）は、**証明用写真の作成サービス**で修正して登録・保存して下さい。
 - ・スキャナー読取設定は、原稿の画質を「写真」又は「文字／写真」から選択し、スキャンして保存
 - ・運転免許証の裏面に記載があるときは表と裏をコピーし、それぞれを1枚に収めてスキャンして保存
- ※お申込み頂きました受験手数料等の代金は、お返しすることができませんのでご了承下さい。

15. 再受験申請について

- (1) 再受験申請が可能な受験者
- ① 平成29年度第1回運行管理者試験以降に受験履歴がある方
 - ② 氏名に変更がない方
- (2) 申込方法
- ① パソコンまたは、スマートフォンにより（公財）運行管理者試験センターのホームページから申請者サイトにアクセスし、申込手順に従って必要事項を入力してください。
 - ② 受験資格を証明する書面及び受験者を証明する書面の添付は不要です。
- (3) 申込期間
- 令和2年5月15日(金)～6月16日(火)午後11時59分(厳守)までです。**
- (4) 受験手数料、再受験申請に係る費用等の支払方法
- ① 受験手数料（6,000円(非課税)）、再受験申請に係る申請料（200円(税込)）及びシステム利用料（600円(税込)）等は、コンビニエンス決済、クレジットカード決済（VISA、Master、JCB）、銀行（ペイジー決済）での支払いができます。
クレジットカード決済では、領収証を発行します。
 - ② 採点結果通知の送付を希望する方は、「受験申請者サイト」>「申請情報入力」に表示される「採点結果通知」欄の「希望する」をチェックすると申し込むことができます。
- (5) 注意事項
- ① **令和2年7月7日(火)午後11時59分(厳守)までに受験手数料の支払いがない場合は、再受験申請が取消しとなりますのでご注意ください。**
 - ② インターネットによる受験申請の申込締切り直前は、申込みが集中し、アクセスに時間がかかることが予想されます。できる限り早めに申込手続を行って下さい。

16. 令和元年度 第2回 運行管理者試験受験申請の取扱いに関する希望確認について

先般、中止となりました、令和元年度 第2回 運行管理者試験の受験申請についての取扱いにつきましては、以下の(1)又は(2)のいずれかから選択いただくこととさせていただきますので、それぞれご希望の方法により対応をお願いします。

- (1) 令和2年度 第1回 運行管理者試験(令和2年8月23日(日)実施予定)への振替を希望する方
運行管理者試験センターより送付しております、令和2年度第1回運行管理者試験受験申請書の〔申請者〕欄の記載事項を確認(変更がある場合にはその旨記載)し、申請年月日を記入、署名のうえ、同封の返信用封筒により令和2年5月20日(水)(当日消印有効)までに運行管理者試験センターへ返送下さい。

〈 注 意 〉

- ① 試験種類(貨物⇄旅客)の変更を希望される場合は、試験の振替はできませんので(2)の返金扱いを希望して下さい。
- ② 別添の受験申請書を提出していただくことにより、令和2年度第1回運行管理者試験の受験申請受付開始後、そのまま受験申請書とさせていただきますので、別途の申請は不要です。
- ③ 受験番号、試験会場等は改めて令和2年度第1回運行管理試験の受験通知書によりお知らせします。
- ④ 試験の詳細につきましては4月中旬以降に当試験センターのホームページをご覧ください。

- (2) 令和2年度 第1回 運行管理者試験への振替を希望せず、令和元年度 第2回 運行管理者試験の受験手数料の返金を希望される方

運行管理者試験センターより送付しております、受験手数料返金申込書に必要事項を記入のうえ、切り取り線以下のみを同封の返信用封筒により令和2年5月20日(水)(当日消印有効)までに運行管理試験センターへ返送ください。

なお、受験手数料の返金額は、受験手数料(採点結果通知を希望された方は、採点結果通知手数料を含む。)から送金手数料等を指し引いた5,500円(採点結果通知を希望された方は5,720円)とさせていただきます。

また、返金は受験手数料返金申込書の確認後、ゆうちょ銀行より「振替払出証書」を送付(7月初旬頃を予定)させていただきますので、最寄りの郵便局又はゆうちょ銀行直営店にてお受け取り下さい。

その他

《 新型コロナウイルスの感染予防に関する注意喚起について 》

新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ、受験される皆様には手洗いやマスクの着用など感染予防に努め、受験に臨んで頂くようお願いします。

また、試験当日に発熱・咳などの症状のある方は、受験をお断りすることもありますので、ご了承願います。

- (1) お買い求め頂きました受験申請書の代金は、お返しすることができませんのでご了承下さい。
- (2) 受験申請書は今回試験(令和2年度 第1回)用であり、次回以降は使用できません。

●受験申請手続きの詳細は、試験案内書及び運行管理者試験センターのホームページを参照して下さい。

公益財団法人 運行管理者試験センター 試験事務センター

自動音声サービス : TEL 0476-85-7177 (平日9時~17時はオペレータ対応有)

FAX 0476-48-1040

ホームページ <http://www.unkan.or.jp/> 携帯電話版 <http://www.unkan.or.jp/mobile/>

令和2年5月8日

関係各位

一般社団法人愛知県トラック協会
中部トラック総合研修センター

第52回愛知県トラック協会

トラックドライバーコンテストの中止について

平素は、当協会、中部トラック総合研修センターの運営に格別のご支援ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

先般、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の被害が拡大している状況を受け、公益社団法人全日本トラック協会が主催する全国トラックドライバーコンテストが中止との発表がなされました。

これにつきまして、一般社団法人愛知県トラック協会におきましても、選手の皆様や応援者、また携わる審査員の安全を確保するため、令和2年9月5日（土）及び6日（日）に開催予定の下記大会につきまして、中止とさせていただきます。

甚だ簡易ではありますが取り急ぎ、本状をもちまして皆様へのご連絡とさせていただきます。

大変ご迷惑をおかけいたしますが、何卒ご理解の程よろしくお願い申し上げます。

記

○中止とする大会概要○

大会名 第52回 愛知県トラック協会 トラックドライバーコンテスト

日時 令和2年 9月 5日（土） 開会式、学科競技、点検競技
9月 6日（日） 運転競技、表彰式

中止理由 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大防止のため

※なお、全ト協の主催する全国大会が中止となるため、同大会への出場選手選考についても行わないものとする。

以上

令和2年度 警察関係表彰のお知らせ

優良運転者・県警本部長表彰候補者の推薦について（1事業者2名以内）

この表彰は、県警本部長並びに県交通安全協会長の連名により表彰が行われるものです。

○推薦条件（R02.4.30起算）

運 転 経 験	10年以上（H22.4.30以前から）
営業用トラック運転	8年以上（H24.4.30以前から）
無事故・無違反	8年以上（H24.4.30以前から）
そ の 他	1. 主たる運転地が愛知県内であること 2. 愛知県又は岐阜、三重、静岡県 of 居住者で愛知県内の事業所勤務の者 3. 本表彰を過去において受彰した者は重複受彰不可

交通栄誉章『緑十字銅章』候補者の推薦について（1事業者2名以内）

この表彰は、過去に上記の県警本部長表彰を受彰された方であり、引き続き無事故・無違反、かつ日常の勤務成績優秀な営業用トラック運転者を対象に表彰が行われるものです。

○推薦条件（R02.4.30起算）

運 転 経 験	15年以上（H17.4.30以前から）
営業用トラック運転	13年以上（H19.4.30以前から）
無事故・無違反	13年以上（H19.4.30以前から）
県警本部長表彰	平成27年度以前に受章
そ の 他	1. 主たる運転地が愛知県内であること 2. 愛知県又は岐阜、三重、静岡県 of 居住者で愛知県内の事業所勤務の者 3. 本表彰を過去において受彰した者は重複受彰不可

中部管区警察局長表彰候補者の推薦について（1事業者2名以内）

この表彰は、過去に上記の交通栄誉章『緑十字銅章』を受彰された方であり、引き続き無事故・無違反、かつ日常の勤務成績優秀な営業用トラック運転者を対象に表彰が行われるものです。

○推薦条件（R02.4.30起算）

運 転 経 験	20年以上（H12.4.30以前から）
営業用トラック運転	18年以上（H14.4.30以前から）
無事故・無違反	8年以上（H24.4.30以前から）
緑十字銅章	平成27年度以前に受章
そ の 他	1. 主たる運転地が愛知県内であること 2. 愛知県又は岐阜、三重、静岡県 of 居住者で愛知県内の事業所勤務の者 3. 本表彰を過去において受彰した者は重複受彰不可

1. 各表彰の提出書類

- ①推薦名簿・・・・・・1事業者（支店、営業所を含む）あたり各表彰別に1通ずつ。
- ②経歴書・・・・・・1通〔本部長表彰(様式第1)、緑十字銅章(様式第2)、中部管区(様式第3)〕
- ※様式は愛ト協ホームページからダウンロードしてください。**
- ※年齢は令和2年9月17日時点での満年齢を記入してください。**
- ③無事故・無違反証明書（自動車安全運転センター発行）・・・・1通（本通のみ。コピー不可）
- *無事故・無違反証明書は、令和2年4月1日以降に自動車安全運転センター（名古屋市天白区平針南三丁目605番地）へ申請願います。
- ・申請用紙は、自動車安全運転センター及び各警察署にあります。
 - ・運転記録証明書は不可です。
- ※②の様式は、1名推薦につき1枚必要となりますので、必要枚数（人数分）をご準備下さい。

2. 提出書類記入の注意事項

- ①記入事項に誤りがないよう特に運転免許証番号、同交付年月日及び、住所、氏名は必ずご確認の上、正確に入力して下さい。
- ②順位の欄は入力しないで下さい。
- ③各表彰の要件を満たさない推薦書類は、勝手ながら当方で処理させていただきます。
- ④各表彰の推薦は、1事業者2名以内といたします。

3. 提出期限

令和2年6月5日（金）までにExcel形式のまま指定アドレスまでご返信下さい。
※締切後に提出された分は、県警への申請の都合上受理できません。

4. 受彰者決定の時期と通知

- ・受彰者の決定は9月中旬の予定です。
- ・会社宛に10月中旬頃、受彰のみの通知を致します。
- ・各表彰とも、推薦条件を満たしているものは全て警察本部へ提出致しますが、審査決定は同本部で行われますので、ご期待に添えない場合がございます。

5. 問い合わせ先

(一社)愛知県トラック協会 総務課 中村
〒467-8555 名古屋市瑞穂区新開町12-6
指定 Email: award@aitokyo.jp

【業務課からのお知らせ】

・愛知県内事故状況(2020年4月29日現在)

	【4月】			【年計】		
	件数	死者数	負傷者数	件数	死者数	負傷者数
発生数	1651	17	1907	8427	55	10038
前年比	-1000	3	-1284	-2013	12	-2508
増減率(%)	-37.7	21.4	-40.2	-19.3	27.9	-20.0

支部地域別死者数

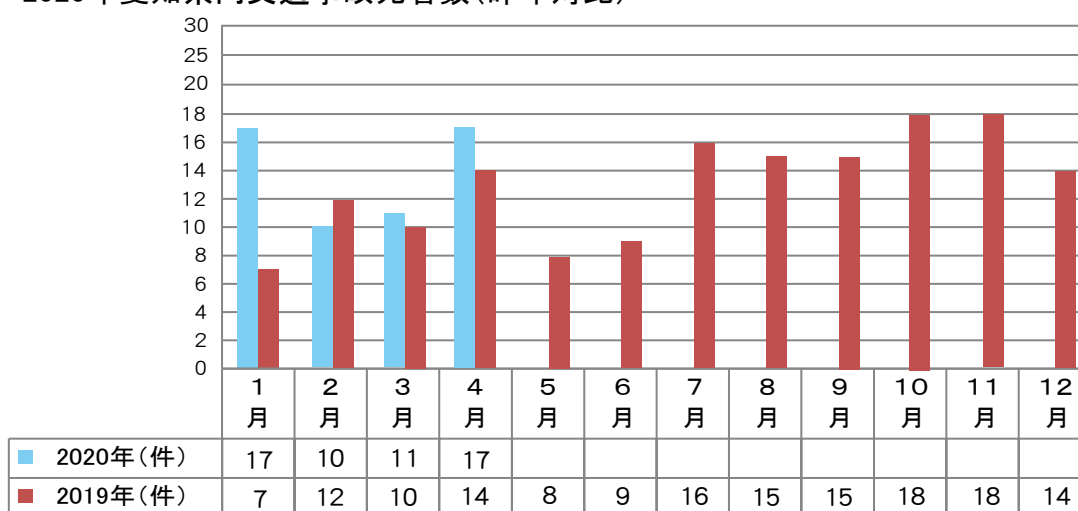
	【4月】									
	第一	第二	第三	第四	尾東	尾西	知多	西三	東三	高速
年計	6	2	3	1	6	9	9	14	4	1
前年比	4	-2	1	0	4	-1	5	3	-2	0
支部月計	2	1	0	0	1	5	3	3	2	0

愛知県内事業用貨物自動車死亡事故発生数

	【4月】		【年計】	
	件数	死者数	件数	死者数
事業用	4	4	10	10
会員※	3	3	8	8
第一原因※	3	3	5	5

※事業用の内数。第一原因数は自己調査の進捗により、変更になる場合があります。

・2020年愛知県内交通事故死者数(昨年対比)



軽油価格調査

(愛ト協調へ)

4 月 末 調 査

単 純 集 計

(単位：円)

購入形態	ス タ ン ド			ロ ー リ ー			カ ー ド			合 計		
	最 高	平 均	最 低	最 高	平 均	最 低	最 高	平 均	最 低	最 高	平 均	最 低
価 格	116.00	88.50	74.90	89.00	71.90	65.20	114.00	93.60	81.20	116.00	80.30	65.20

月 間 購 入 量 別 集 計

月間購入量	ス タ ン ド			ロ ー リ ー			カ ー ド			合 計		
	最 高	平 均	最 低	最 高	平 均	最 低	最 高	平 均	最 低	最 高	平 均	最 低
30kℓ未満	116.00	92.80	79.50	71.20	70.20	69.10	114.00	96.70	90.00	116.00	90.50	69.10
30～50kℓ未満	86.50	80.30	74.90	89.00	75.30	70.30	—	—	—	89.00	77.20	70.30
50～100kℓ未満	80.10	80.10	80.10	77.00	69.50	65.20	—	—	—	80.10	70.70	65.20
100kℓ以上	92.00	92.00	92.00	80.70	73.20	68.50	81.20	81.20	81.20	92.00	77.00	68.50

支 払 期 限 別 集 計

支払期限	ス タ ン ド			ロ ー リ ー			カ ー ド			合 計		
	最 高	平 均	最 低	最 高	平 均	最 低	最 高	平 均	最 低	最 高	平 均	最 低
30日未満	116.00	94.40	80.10	80.70	73.30	66.20	114.00	102.40	90.80	116.00	88.50	66.20
30～60日未満	96.50	86.10	74.90	89.00	71.40	65.20	81.20	81.20	81.20	96.50	76.80	65.20
60日以上	86.50	86.50	86.50	77.00	72.50	70.30	92.00	92.00	92.00	92.00	79.20	70.30

※上記価格のうちには、購入先から未請求のため、調査時点で判明している価格をご回答頂いたものを含みます。
なお消費税は含まれておりません。

軽油価格推移表

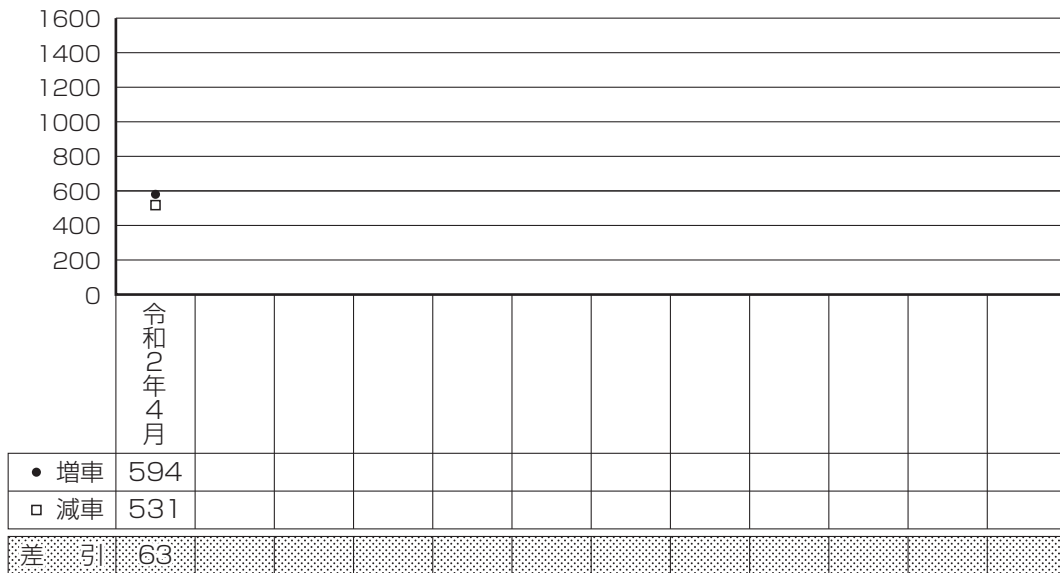
(単位：円)

購入形態	月 別	ス タ ン ド			ロ ー リ ー			カ ー ド			
		最 高	平 均	最 低	最 高	平 均	最 低	最 高	平 均	最 低	
平成31年	4月	122.50	109.50	101.00	122.50	100.30	95.50	127.00	109.20	101.00	
	令和元年	5月	125.70	109.90	101.50	125.70	101.60	97.40	129.50	112.40	107.90
		6月	119.00	106.00	94.00	103.60	95.40	91.40	129.50	109.60	103.40
		7月	119.00	104.90	94.50	101.00	95.30	92.70	124.50	106.60	99.50
		8月	114.00	103.10	92.50	102.00	93.70	90.40	124.50	106.20	99.10
		9月	114.00	103.80	94.00	99.00	93.30	90.80	122.00	104.00	94.70
	10月	111.00	102.20	92.00	100.00	93.70	90.90	121.00	106.80	101.30	
	11月	116.00	103.00	96.00	101.00	94.60	90.00	121.50	105.60	100.00	
	12月	112.50	104.00	96.50	103.00	96.10	89.00	105.50	103.70	102.00	
	令和2年	1月	120.00	107.40	99.10	105.00	98.80	94.30	124.00	106.90	96.50
		2月	120.00	104.70	96.50	106.00	93.70	89.30	127.00	110.80	103.00
		3月	102.00	98.00	87.00	99.00	85.20	72.00	122.00	103.20	94.30
4月		116.00	88.50	74.90	89.00	71.90	65.20	114.00	93.60	81.20	

一般貨物自動車を増減車動向について

資料提供：愛知運輸支局

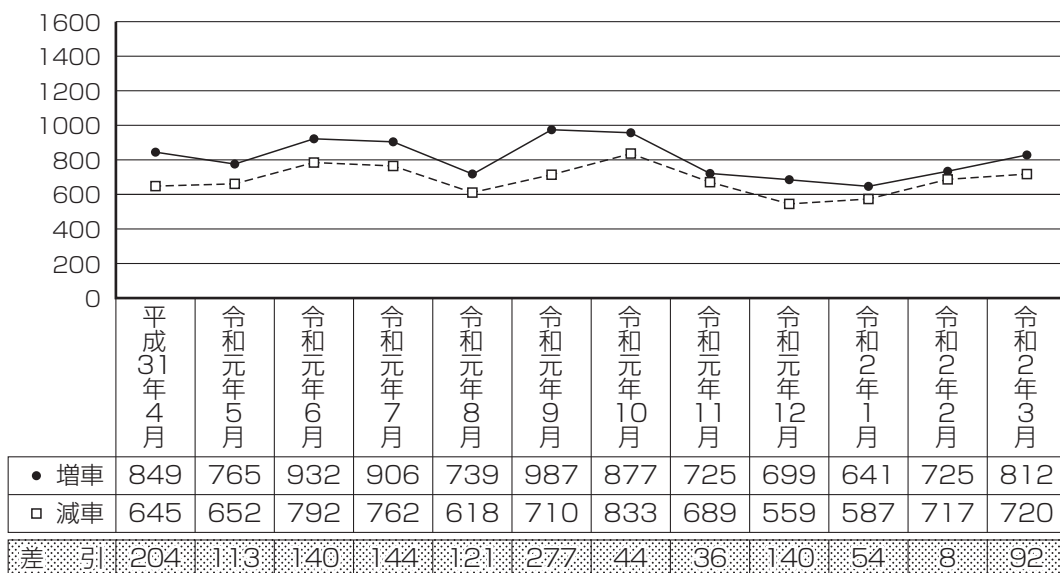
令和2年4月の増減車



令和2年度増減車（4月）

増 車	594両
減 車	531両
差 引	63両

平成31年4月～令和2年3月の増減車



令和元年度増減車（3月）

増 車	9,657両
減 車	8,284両
差 引	1,373両

支部行事

5

月

名古屋第一支部

(22日) 支部通常総会

名古屋第二支部

(14日) 支部通常総会

名古屋第三支部

(22日) 青年部会役員会

尾西支部

(22日) 支部通常総会

知多支部

(23日) 知多陸青会 通常総会

西三支部

(15日) 刈谷部会 役員会

(22日) 西尾部会 役員会

(26日) 碧南部会 役員会

東三支部

(15日) 支部通常総会・役員会

(16日) 田原陸運協会 通常総会

(23日) 新城南北設楽陸運協会 通常総会

☆**ご注意ください**☆

不正軽油は使用しないで下さい！

青年部会

愛知県トラック協会 青年部会

● 4月会議・委員会開催状況

※全てWEB会議にて開催

- 第1回 総務委員会（4月6日）
審議事項 ・第23回通常総会について

- 第1回 三役会（4月15日）
審議事項 ・第23回通常総会・研修セミナーについて


- 第1回 理事会（4月15日）
審議事項 ・第23回通常総会・研修セミナーについて
・退会について

● 6月の活動予定

- 9日（火） 第3回総務委員会
- 10日（水） 第2回事業委員会
- 11日（木） 第2回研修委員会
- 12日（金） 第3回理事会・第23回通常総会

青年部会 会員募集中！

青年部会とは？
愛知県トラック協会の会員事業者で、50歳以下の経営者、もしくはこれに準ずる方で構成されており、研修セミナーや各イベントを部会員自ら企画・実行することにより、自己研鑽を行っています。
また、部会員相互の情報交換、交流などを密に行うことにより、青年部会ならではのネットワークを形成し、事業に役立てています。



全日本トラック協会HPに青年部会ページができました
http://www.jta.or.jp/sub_index/seinen.html
全国、各県の青年部のお知らせが載りますので、是非ご覧ください。どなたでも閲覧可能です。

女性部会のご案内

一緒に活動してみませんか？

女性部会では、女性経営者や女性幹部の方などを対象に部会員を募集しています。

【目的】

本会は女性経営者及びそれに準ずる者等が結集し、交流の輪を広げ、研鑽を重ねて資質の向上を図りながら協会活動に積極的に参画し、業界の社会的地位を高めることに寄与することを目的とする。（会則第2条）

【部会会員数】

37社38名（令和2年3月現在）

【代表者】

部会長 竹市 五倫（稲沢運輸株式会社 代表取締役）

【今後の活動予定(令和2年度)】

- ・6月16日(火) 第10回 通常総会（開催場所:名鉄グランドホテル）
- ・9月 3日(木) 労務管理セミナー(仮)（開催場所:愛知県トラック会館）

【会費】

年会費：12,000円

愛ト協女性部会では、各種セミナー、交流会、交通安全祈願、各種会議(総会・役員会)などを開催しており、また、全日本トラック協会女性部会中部ブロック協議会(愛知県、静岡県、福井県)を設立し、他県女性組織との交流を深めるため、年1回ブロック研修会を開催しております。

～女性部会にご入会頂き、是非ご参加下さい～

お問い合わせ先

愛知県トラック協会女性部会事務局 名古屋市瑞穂区新開町12-6
TEL：052-825-5000 email：ata-female@aitokyo.jp

陸 災 防

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 愛知県支部

陸運業の労働災害としての熱中症(死亡災害)の事例

令和元年(愛知県)

資料出典:厚生労働省資料

発生月	業種	年齢	災害状況
7月	陸上貨物	40代	荷主先において、トラック荷台で積み荷作業を行っていた被災者が、救急搬送後に死亡し、直接死因の原因が熱中症とされたもの。
8月	陸上貨物	40代	大型トラックで客先に配送後、被災者が積卸し作業を行った。午前11時30分頃、被災者が会社に体調不良の連絡を入れた。その後、別の運転手が意識を失い座席に座った状態の被災者を12時頃発見した。

愛知県における死亡災害数は5件、そのうち2件が熱中症によるものであった。

クールワークキャンペーンが始まります。各事業所でも熱中症予防に取り組みましょう。

STOP! 熱中症

令和2年5月~9月

クールワークキャンペーン

— 熱中症予防対策の徹底を図る —

職場における熱中症で亡くなる人は、毎年全国で10人以上にのぼり、4日以上仕事を休む人は、400人を超えています。厚生労働省では、労働災害防止団体などと連携して、「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン」を展開し、職場での熱中症予防のための重点的な取組を進めています。各事業場でも、事業者、労働者の皆さまご協力のもと、熱中症予防に取り組みましょう!

●実施期間: 令和2年5月1日から9月30日まで(準備期間4月、重点取組期間7月)



【主催】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会 【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会 【後援】関係省庁(予定)

 厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

(R2.3)

詳細は で検索





トラックの保険なら 中交協が絶対おすすめ!

次の要件を備えた方にご加入いただけます。 ※ご加入には、一定の出資払い込みを
していただきます。

- ① 貨物自動車運送事業法に基づく貨物自動車運送事業を営業者の方
- ② 中交協の事業地区(愛知県・福井県・石川県・富山県・静岡県・岐阜県)内に事業所を有する方



おすすめ
ポイント

1

サポート体制が整っているから安心!

豊富な事故防止サービスで事故の根絶に努めています

- 法定義務講習
- 法定義務適性診断(国土交通省認定)
- 事故防止機器等助成
- 一般講習
- 一般適性診断(巡回型・可搬型)
- 個別講習会等の安全運転コンサルティング

おすすめ
ポイント

2

共済掛金がだんぜんお得!!

割引制度が充実しているから、掛金が割安。また、新規加入契約時に損害保険会社の優良割引がある方は、一定の条件により、準用することもできます。

各種
割引
制度

優良割引

組合員ごとに契約車両数により
1%~75%割引
299両以下の場合

最高 **65%** 割引

一括契約割引

該当する共済種類ごとに

5% 割引

多数契約割引

共済種類ごとに契約車両数により

1%~10% 割引

自賠責共済 セット割引

当組合の
自賠責共済契約がある
対人共済から

2% 割引

おすすめ
ポイント

3

幅広い業務を行っているので 組合員様のニーズにぴったり合った商品が選べる!

交通共済事業のほかにも、自賠責共済、また交通共済事業ではカバーしきれないリスクに備えるために損保の商品をご提案し組合員の皆様のリスクマネジメントをトータルに行っています。



組合員特典

- 割戻制度
- 配当制度
- 組合員等表彰制度
- 商工中金の融資資格

※各制度は、一定条件を満たす組合員が対象となります。

- 無料ロードサービス ※適用については条件(対象車両・補償範囲)があります。
- 無料法律相談



SDGsへの取り組み

eco 地球にやさしい
貨物運送事業をめざして

大気や水の汚染、オゾン層の破壊による温暖化など地球を取り巻く環境は悪化の一途をたどっています。人にも環境にも優しい「エコドライブ」を組合員の皆さまが推進されることで、SDGsゴールの実現に一歩近づくことが期待されます。

7 エネルギーをみんなに
そしてクリーンに



13 気候変動に
具体的な対策を



エコドライブの推進

~わたしたち貨物運送事業者にも出来ることがあります~

急加速・急発進の禁止

ムダなアイドリングは
ストップ

日常点検・車両整備

法定速度の遵守

中部交通共済は組合員の皆さまとともにSDGsの達成に貢献します!

お問い合わせ・お申し込みは、下記までお気軽にお電話ください。



中部交通共済協同組合

ホームページ <http://www.chukokyo.jp/>

名古屋第一事務所 TEL(052)715-5101 名古屋第二事務所 TEL(052)715-5102 豊橋事務所 TEL(0532)57-5188

名古屋第三事務所 TEL(052)715-5103 名古屋第四事務所 TEL(052)715-5104

〒440-0886 豊橋市東小田原町48番
セントラルレジデンス 202号

〒460-0026 名古屋市中区伊勢山二丁目5番21号



19000684